

第 三 編

最高裁判所裁判官国民審査に 関する調

一 総 括

1 審査分会長及び同職務代理者に関する調

審査分会長	今 井	睦
職務代理者	朝久野	理

2 審査に付された最高裁判所裁判官の氏名等に関する調

氏 名	生年月日	任命年月日
尾 島 明	昭和33年9月1日	令和4年7月5日
宮 川 美津子	昭和35年2月13日	令和5年11月6日
今 崎 幸 彦	昭和32年11月10日	令和4年6月24日
平 木 正 洋	昭和36年4月3日	令和6年8月16日
石 兼 公 博	昭和33年1月4日	令和6年4月17日
中 村 慎	昭和36年9月12日	令和6年9月11日

二 投票結果に関する調

1 投票状況に関する調

市町村名	選挙当日有権者数			投票者数			棄権者数			投票率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
大分市(第一開票区)	182,149	201,848	383,997	94,531	105,616	200,147	87,618	96,232	183,850	51.90	52.32	52.12
大分市(第二開票区)	4,786	5,482	10,268	2,631	3,002	5,633	2,155	2,480	4,635	54.97	54.76	54.86
別府市	41,951	51,205	93,156	22,703	27,963	50,666	19,248	23,242	42,490	54.12	54.61	54.39
中津市	31,986	34,736	66,722	16,865	18,751	35,616	15,121	15,985	31,106	52.73	53.98	53.38
日田市	24,011	27,148	51,159	15,107	16,585	31,692	8,904	10,563	19,467	62.92	61.09	61.95
佐伯市	25,949	30,368	56,317	14,730	16,975	31,705	11,219	13,393	24,612	56.77	55.90	56.30
臼杵市	14,358	16,254	30,612	8,414	9,437	17,851	5,944	6,817	12,761	58.60	58.06	58.31
津久見市	6,371	7,213	13,584	3,813	4,354	8,167	2,558	2,859	5,417	59.85	60.36	60.12
竹田市	7,815	8,921	16,736	4,846	5,144	9,990	2,969	3,777	6,746	62.01	57.66	59.69
豊後高田市	8,516	9,370	17,886	5,165	5,717	10,882	3,351	3,653	7,004	60.65	61.01	60.84
杵築市	11,049	11,753	22,802	6,372	6,705	13,077	4,677	5,048	9,725	57.67	57.05	57.35
宇佐市	20,840	23,187	44,027	12,072	13,095	25,167	8,768	10,092	18,860	57.93	56.48	57.16
豊後大野市	13,069	15,064	28,133	7,910	8,587	16,497	5,159	6,477	11,636	60.52	57.00	58.64
由布市	13,158	14,618	27,776	7,519	8,069	15,588	5,639	6,549	12,188	57.14	55.20	56.12
国東市	10,703	11,424	22,127	6,449	6,773	13,222	4,254	4,651	8,905	60.25	59.29	59.76
市計	416,711	468,591	885,302	229,127	256,773	485,900	187,584	211,818	399,402	54.98	54.80	54.89
姫島村	746	833	1,579	592	669	1,261	154	164	318	79.36	80.31	79.86
日出町	11,026	12,161	23,187	6,272	6,787	13,059	4,754	5,374	10,128	56.88	55.81	56.32
九重町	3,415	3,792	7,207	2,178	2,245	4,423	1,237	1,547	2,784	63.78	59.20	61.37
玖珠町	5,756	6,233	11,989	3,723	3,902	7,625	2,033	2,331	4,364	64.68	62.60	63.60
町村計	20,943	23,019	43,962	12,765	13,603	26,368	8,178	9,416	17,594	60.95	59.09	59.98
県計	437,654	491,610	929,264	241,892	270,376	512,268	195,762	221,234	416,996	55.27	55.00	55.13

※大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧野津原町、旧佐賀関町です。

2 点字投票に関する調

市町村名			総 数	内		訳	
				有	効	無	効
大	分	市	28		28		0
別	府	市	6		6		0
中	津	市	5		5		0
日	田	市	2		2		0
佐	伯	市	5		5		0
白	杵	市	0		0		0
津	久	見	3		3		0
竹	田	市	2		2		0
豊	後	高	1		1		0
杵		築	0		0		0
字		佐	0		0		0
豊	後	大	1		1		0
由		布	0		0		0
国		東	0		0		0
	市	計	53		53		0
姫	島	村	0		0		0
日	出	町	2		2		0
九	重	町	0		0		0
玖	珠	町	0		0		0
	町	村	2		2		0
	県	計	55		55		0

3 仮投票に関する調

市町村名	仮 投 票 数				
	総 数	事由による内訳		受理・不受理による内訳	
		投票の拒否の決定を受けた選挙人において不服がある場合	投票立会人において異議がある場合	受理したもの	受理しなかったもの
大 分 市	0	0	0	0	0
別 府 市	0	0	0	0	0
中 津 市	0	0	0	0	0
日 田 市	0	0	0	0	0
佐 伯 市	0	0	0	0	0
臼 杵 市	0	0	0	0	0
津 久 見 市	0	0	0	0	0
竹 田 市	0	0	0	0	0
豊 後 高 田 市	0	0	0	0	0
杵 築 市	0	0	0	0	0
宇 佐 市	0	0	0	0	0
豊 後 大 野 市	0	0	0	0	0
由 布 市	0	0	0	0	0
国 東 市	0	0	0	0	0
市 計	0	0	0	0	0
姫 島 村	0	0	0	0	0
日 出 町	0	0	0	0	0
九 重 町	0	0	0	0	0
玖 珠 町	0	0	0	0	0
町 村 計	0	0	0	0	0
県 計	0	0	0	0	0

4 代理投票に関する調

区分 市町村名	選挙当日投票 所における代 理投票	期日前投票所 における代理 投票	不在者投票における代理投票					合 計
			選 挙 人 が 所 在・居住する 地の市区町村 の選管委員長 (名簿登録地 以外の選管委 員長) に対し てなしたもの	病院の院長、 老人ホームの 長、原子爆弾 被爆者養護 ホームの長、 国立保養所の 所長、身体障 害者支援施設 の長、保護施 設の長に対し てなしたもの	郵便等により 投票を行った もの(法第49 条第3項に基 づく代理記 載)	その他	計	
大 分 市	95	274	0	179	5	0	184	553
別 府 市	63	122	0	133	0	0	133	318
中 津 市	28	75	0	28	1	0	29	132
日 田 市	34	89	0	10	0	0	10	133
佐 伯 市	24	68	0	70	3	0	73	165
臼 杵 市	12	28	0	49	0	0	49	89
津 久 見 市	1	13	0	46	0	0	46	60
竹 田 市	10	10	0	18	0	0	18	38
豊 後 高 田 市	3	13	0	20	1	0	21	37
杵 築 市	11	21	0	31	0	0	31	63
宇 佐 市	20	155	0	24	0	0	24	199
豊 後 大 野 市	12	32	0	81	0	0	81	125
由 布 市	9	36	0	69	0	0	69	114
国 東 市	12	14	0	3	0	0	3	29
市 計	334	950	0	761	10	0	771	2,055
姫 島 村	4	13	1	5	0	0	6	23
日 出 町	7	20	0	23	0	0	23	50
九 重 町	0	7	0	7	0	0	7	14
玖 珠 町	10	14	0	5	0	0	5	29
町 村 計	21	54	1	40	0	0	41	116
県 計	355	1,004	1	801	10	0	812	2,171

5 不在者投票に関する調

(1) 不在者投票の受理、不受理に関する調

市町村名	区分	投票管理者において 受理と決定し、かつ 拒否の決定をしな かったもの	投票管理者において不受理、又は拒否と決定したもの			合 計
			開票管理者において 受理と決定したもの	開票管理者において 不受理と決定したも の	計	
大 分 市		1,467	0	0	0	1,467
別 府 市		767	0	0	0	767
中 津 市		287	0	0	0	287
日 田 市		140	0	0	0	140
佐 伯 市		419	0	0	0	419
臼 杵 市		229	0	0	0	229
津 久 見 市		113	0	0	0	113
竹 田 市		152	0	1	1	153
豊 後 高 田 市		114	0	0	0	114
杵 築 市		135	0	0	0	135
宇 佐 市		250	0	2	2	252
豊 後 大 野 市		234	0	0	0	234
由 布 市		200	0	1	1	201
国 東 市		98	0	0	0	98
市 計		4,605	0	4	4	4,609
姫 島 村		6	0	0	0	6
日 出 町		105	0	0	0	105
九 重 町		38	0	3	3	41
玖 珠 町		116	0	0	0	116
町 村 計		265	0	3	3	268
県 計		4,870	0	7	7	4,877

(2) 船員の不在者投票に関する調

①指定港における投票

市 町 村 名			指定港における投票		
			投票用紙等の請求件数	投票用紙等の交付件数	投票者数
大	分	市	0	0	0
別	府	市	0	0	0
中	津	市	0	0	0
日	田	市	0	0	0
佐	伯	市	0	0	0
白	杵	市	0	0	0
津	久	見	1	1	0
竹	田	市	0	0	0
豊	後	高	0	0	0
杵		築	0	0	0
宇		佐	0	0	0
豊	後	大	0	0	0
由		布	0	0	0
国		東	0	0	0
	市	計	1	1	0
姫	島	村	0	0	0
日	出	町	0	0	0
九	重	町	0	0	0
玖	珠	町	0	0	0
	町	村	0	0	0
	県	計	1	1	0

②船舶内における投票

市 町 村 名			船舶内における投票		
			投票用紙等の請求件数	投票用紙等の交付件数	投票者数
大	分	市	0	0	0
別	府	市	0	0	0
中	津	市	0	0	0
日	田	市	0	0	0
佐	伯	市	2	2	2
白	杵	市	0	0	0
津	久	見	0	0	0
竹	田	市	0	0	0
豊	後	高	0	0	0
杵		築	0	0	0
宇		佐	0	0	0
豊	後	大	0	0	0
由		布	0	0	0
国		東	0	0	0
	市	計	2	2	2
姫	島	村	0	0	0
日	出	町	0	0	0
九	重	町	0	0	0
玖	珠	町	0	0	0
	町	村	0	0	0
	県	計	2	2	2

③ア 洋上投票（法第49条第7項該当者）

市 町 村 名			洋上投票（法49条第7項該当者）		
			投票送信用紙等の請求件数	投票送信用紙等の交付件数	投票者数
大	分	市	0	0	0
別	府	市	0	0	0
中	津	市	0	0	0
日	田	市	0	0	0
佐	伯	市	0	0	0
白	杵	市	0	0	0
津	久	見	5	5	0
竹	田	市	0	0	0
豊	後	高	0	0	0
杵		築	0	0	0
宇		佐	0	0	0
豊	後	大	0	0	0
由		布	0	0	0
国		東	0	0	0
	市	計	5	5	0
姫	島	村	0	0	0
日	出	町	0	0	0
九	重	町	0	0	0
玖	珠	町	0	0	0
	町	村	0	0	0
	計		0	0	0
	県	計	5	5	0

③イ 洋上投票（法49条第8項該当者）

該当なし

6 在外投票に関する調

(1) 在外投票における投票用紙等の請求件数等に関する調

市町村名	投票用紙等の請求件数					投票用紙等の交付件数					投票用紙等の交付拒絶件数					投票者数					指定在外選挙投票所の開票時刻以降に送致を受けたもの								
	郵便等投票	国内における投票	うち選挙当日の投票	うち期日前投票	うち不在者投票	計	郵便等投票	国内における投票	うち選挙当日の投票	うち期日前投票	うち不在者投票	計	郵便等投票	国内における投票	うち選挙当日の投票	うち期日前投票	うち不在者投票	計	在外公館投票	郵便等投票	国内における投票	うち選挙当日の投票	うち期日前投票	うち不在者投票	計	在外公館投票	郵便等投票	国内における投票	計
大分市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	0	0	0	17	0	0	0	0
別府市	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0
中津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0
日田市	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	5	0	1	0	1	0	6	0	0	0	0
佐伯市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臼杵市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
津久見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
竹田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊後高田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
杵築市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
宇佐市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊後大野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
由布市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
国東市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市計	1	1	0	1	0	2	1	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	36	1	1	0	1	0	38	0	0	0	0
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九重町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
玖珠町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町村計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	1	1	0	1	0	2	1	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	36	1	1	0	1	0	38	0	0	0	0

(2) 在外投票の受理、不受理に関する調

市町村名	投票管理者において受理と決定し、かつ拒否の決定をしなかったもの	投票管理者において不受理又は拒否と決定したもの			期日前投票及び選挙当日の投票所における投票	合 計
		開票管理者において受理と決定したもの	開票管理者において不受理と決定したもの	計		
大 分 市	17	0	0	0	0	17
別 府 市	3	0	0	0	0	3
中 津 市	6	0	0	0	0	6
日 田 市	5	0	0	0	1	6
佐 伯 市	0	0	0	0	0	0
臼 杵 市	0	0	0	0	0	0
津 久 見 市	1	0	0	0	0	1
竹 田 市	0	0	0	0	0	0
豊 後 高 田 市	2	0	0	0	0	2
杵 築 市	1	0	0	0	0	1
宇 佐 市	0	0	0	0	0	0
豊 後 大 野 市	1	0	0	0	0	1
由 布 市	1	0	0	0	0	1
国 東 市	0	0	0	0	0	0
市 計	37	0	0	0	1	38
姫 島 村	0	0	0	0	0	0
日 出 町	0	0	0	0	0	0
九 重 町	0	0	0	0	0	0
玖 珠 町	0	0	0	0	0	0
町 村 計	0	0	0	0	0	0
県 計	37	0	0	0	1	38

三 開票結果に関する調

1 開票状況に関する調

(総括表)

有効投票数	無効投票数	投票総数	その他	投票者総数
494, 502	17, 636	512, 138	130	512, 268

区分 裁判官氏名	罷免を可とする 投票数	罷免を可としない 投票数	記載を無効と された投票数	計
尾 島 明	42, 262	452, 240	0	494, 502
宮 川 美津子	40, 818	453, 684	0	494, 502
今 崎 幸 彦	42, 495	452, 007	0	494, 502
平 木 正 洋	38, 455	456, 047	0	494, 502
石 兼 公 博	38, 543	455, 959	0	494, 502
中 村 慎	37, 921	456, 581	0	494, 502

区分 市町村名	尾 島 明				宮 川 美津子			
	罷免を可 と する 投 票 数	罷免を可 としない 投 票 数	記載を無 効とされ た投票数	計	罷免を可 と する 投 票 数	罷免を可 としない 投 票 数	記載を無 効とされ た投票数	計
大分市(第一開票区)	17,284	175,316	0	192,600	17,066	175,534	0	192,600
大分市(第二開票区)	299	5,067	0	5,366	294	5,072	0	5,366
別 府 市	4,757	44,570	0	49,327	4,526	44,801	0	49,327
中 津 市	3,122	31,235	0	34,357	2,974	31,383	0	34,357
日 田 市	2,620	27,313	0	29,933	2,470	27,463	0	29,933
佐 伯 市	2,060	28,665	0	30,725	1,938	28,787	0	30,725
臼 杵 市	1,584	16,219	0	17,803	1,555	16,248	0	17,803
津 久 見 市	577	7,568	0	8,145	593	7,552	0	8,145
竹 田 市	707	8,783	0	9,490	673	8,817	0	9,490
豊 後 高 田 市	681	9,925	0	10,606	651	9,955	0	10,606
杵 築 市	1,024	11,499	0	12,523	973	11,550	0	12,523
宇 佐 市	1,974	22,119	0	24,093	1,805	22,288	0	24,093
豊 後 大 野 市	1,187	14,756	0	15,943	1,146	14,797	0	15,943
由 布 市	1,169	14,002	0	15,171	1,114	14,057	0	15,171
国 東 市	1,071	11,715	0	12,786	1,024	11,762	0	12,786
市 計	40,116	428,752	0	468,868	38,802	430,066	0	468,868
姫 島 村	22	1,228	0	1,250	19	1,231	0	1,250
日 出 町	1,170	11,577	0	12,747	1,114	11,633	0	12,747
九 重 町	362	3,894	0	4,256	315	3,941	0	4,256
玖 珠 町	592	6,789	0	7,381	568	6,813	0	7,381
町 村 計	2,146	23,488	0	25,634	2,016	23,618	0	25,634
県 計	42,262	452,240	0	494,502	40,818	453,684	0	494,502

※大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧野津原町、旧佐賀関町です。

区分 市町村名	今 崎 幸 彦				平 木 正 洋			
	罷免を可 と する 投 票 数	罷免を可 としない 投 票 数	記載を無 効とされ た投票数	計	罷免を可 と する 投 票 数	罷免を可 としない 投 票 数	記載を無 効とされ た投票数	計
大分市(第一開票区)	17,295	175,305	0	192,600	16,613	175,987	0	192,600
大分市(第二開票区)	296	5,070	0	5,366	257	5,109	0	5,366
別 府 市	4,765	44,562	0	49,327	4,203	45,124	0	49,327
中 津 市	3,204	31,153	0	34,357	2,805	31,552	0	34,357
日 田 市	2,597	27,336	0	29,933	2,264	27,669	0	29,933
佐 伯 市	2,113	28,612	0	30,725	1,777	28,948	0	30,725
臼 杵 市	1,587	16,216	0	17,803	1,368	16,435	0	17,803
津 久 見 市	568	7,577	0	8,145	505	7,640	0	8,145
竹 田 市	700	8,790	0	9,490	621	8,869	0	9,490
豊 後 高 田 市	687	9,919	0	10,606	599	10,007	0	10,606
杵 築 市	1,017	11,506	0	12,523	871	11,652	0	12,523
宇 佐 市	2,016	22,077	0	24,093	1,700	22,393	0	24,093
豊 後 大 野 市	1,179	14,764	0	15,943	1,055	14,888	0	15,943
由 布 市	1,201	13,970	0	15,171	1,036	14,135	0	15,171
国 東 市	1,118	11,668	0	12,786	937	11,849	0	12,786
市 計	40,343	428,525	0	468,868	36,611	432,257	0	468,868
姫 島 村	20	1,230	0	1,250	12	1,238	0	1,250
日 出 町	1,200	11,547	0	12,747	1,005	11,742	0	12,747
九 重 町	338	3,918	0	4,256	283	3,973	0	4,256
玖 珠 町	594	6,787	0	7,381	544	6,837	0	7,381
町 村 計	2,152	23,482	0	25,634	1,844	23,790	0	25,634
県 計	42,495	452,007	0	494,502	38,455	456,047	0	494,502

※大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧野津原町、旧佐賀関町です。

区分 市町村名	石 兼 公 博				中 村 慎			
	罷免を可 と する 投 票 数	罷免を可 としない 投 票 数	記載を無 効とされ た投票数	計	罷免を可 と する 投 票 数	罷免を可 としない 投 票 数	記載を無 効とされ た投票数	計
大分市(第一開票区)	16,728	175,872	0	192,600	16,553	176,047	0	192,600
大分市(第二開票区)	245	5,121	0	5,366	233	5,133	0	5,366
別 府 市	4,148	45,179	0	49,327	4,092	45,235	0	49,327
中 津 市	2,783	31,574	0	34,357	2,741	31,616	0	34,357
日 田 市	2,260	27,673	0	29,933	2,238	27,695	0	29,933
佐 伯 市	1,774	28,951	0	30,725	1,808	28,917	0	30,725
臼 杵 市	1,331	16,472	0	17,803	1,307	16,496	0	17,803
津 久 見 市	491	7,654	0	8,145	475	7,670	0	8,145
竹 田 市	636	8,854	0	9,490	609	8,881	0	9,490
豊 後 高 田 市	604	10,002	0	10,606	587	10,019	0	10,606
杵 築 市	870	11,653	0	12,523	844	11,679	0	12,523
宇 佐 市	1,712	22,381	0	24,093	1,693	22,400	0	24,093
豊 後 大 野 市	1,080	14,863	0	15,943	1,050	14,893	0	15,943
由 布 市	1,065	14,106	0	15,171	997	14,174	0	15,171
国 東 市	937	11,849	0	12,786	888	11,898	0	12,786
市 計	36,664	432,204	0	468,868	36,115	432,753	0	468,868
姫 島 村	12	1,238	0	1,250	12	1,238	0	1,250
日 出 町	1,034	11,713	0	12,747	981	11,766	0	12,747
九 重 町	287	3,969	0	4,256	273	3,983	0	4,256
玖 珠 町	546	6,835	0	7,381	540	6,841	0	7,381
町 村 計	1,879	23,755	0	25,634	1,806	23,828	0	25,634
県 計	38,543	455,959	0	494,502	37,921	456,581	0	494,502

※大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧野津原町、旧佐賀関町です。

2 無効投票に関する調

区分 市町村名	点字投票以外の投票			計	点 字 投 票					計	無効投票 合 計
	正規の用 紙を用い ないもの	×の記号 以外の事 項を記載 したもの	全員につ いての記 載無効		正規の用 紙を用い ないもの	氏名のほ か他事を 記載した もの	氏名以外 の事項の みを記載 したもの	氏名を自 書しない もの	何人を記 載したか 確認しが たいもの		
大分市(第一開票区)	0	7,473	0	7,473	0	0	0	0	0	0	7,473
大分市(第二開票区)	0	267	0	267	0	0	0	0	0	0	267
別 府 市	0	1,324	0	1,324	0	0	0	0	0	0	1,324
中 津 市	0	1,259	0	1,259	0	0	0	0	0	0	1,259
日 田 市	0	1,756	0	1,756	0	0	0	0	0	0	1,756
佐 伯 市	0	979	0	979	0	0	0	0	0	0	979
臼 杵 市	0	39	0	39	0	0	0	0	0	0	39
津 久 見 市	0	19	0	19	0	0	0	0	0	0	19
竹 田 市	0	493	4	497	0	0	0	0	0	0	497
豊 後 高 田 市	0	275	0	275	0	0	0	0	0	0	275
杵 築 市	0	551	0	551	0	0	0	0	0	0	551
宇 佐 市	0	1,063	0	1,063	0	0	0	0	0	0	1,063
豊 後 大 野 市	0	554	0	554	0	0	0	0	0	0	554
由 布 市	0	415	0	415	0	0	0	0	0	0	415
国 東 市	0	435	0	435	0	0	0	0	0	0	435
市 計	0	16,902	4	16,906	0	0	0	0	0	0	16,906
姫 島 村	0	10	1	11	0	0	0	0	0	0	11
日 出 町	0	311	0	311	0	0	0	0	0	0	311
九 重 町	0	164	0	164	0	0	0	0	0	0	164
玖 珠 町	0	244	0	244	0	0	0	0	0	0	244
町 村 計	0	729	1	730	0	0	0	0	0	0	730
県 計	0	17,631	5	17,636	0	0	0	0	0	0	17,636

※大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧野津原町、旧佐賀関町です。

最高裁判所裁判官国民審査公報

大分県選挙管理委員会

令和6年10月27日
執行

告示番号：1

最高裁判所判事
尾島 明
あきら
おじま
昭和三年九月一日生



略歴
神奈川県藤沢市生まれ。栄光学園高校、東京大学法学部、コーネル大学ロースクール（LL.M.）を卒業。
昭和六〇年 四月 判事補に任官し、東京地裁、甲府家地裁、最高裁総務局、通商産業省通商政策局国際経済課、横浜地裁で勤務。
平成 七年 四月 判事に任官し、横浜地裁、最高裁調査官、内閣法制局参事官、東京高裁判事を経て、東京地裁判事（部総括）、最高裁上席調査官を務める。
二八年 二月 静岡地裁所長
二九年 一月 東京高裁判事（部総括）
三〇年 一月 最高裁首席調査官
令和 三年 七月 最高裁判事
四年 七月 最高裁判事
最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和五年一月二五日 大法廷判決
令和三年施行の衆議院議員総選挙当時、小選挙区選出議員の選挙区割り、憲法一四条に違反しない（多数意見）
二 令和五年三月二四日 第二小法廷判決
自室で出産し、死したえい児の死体をタオルに包んで段ボール箱に入れ、棚の上に置くなどした行為は、刑法一九〇条の「遺棄」に当たらない（全員一致）
三 令和五年〇月一八日 大法廷判決
令和四年施行の参議院議員通常選挙当時、選挙区選出議員の議員定数配分規定につき、著しい不平等状態にあったとはいえないとした多数意見に対し、違憲状態であるとの意見を付した。
四 令和五年〇月二五日 大法廷決定
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律三条一項四号の規定は憲法一三条に違反する（多数意見）
五 令和五年一月一七日 第二小法廷判決
劇場映画の出演俳優の一人が薬物犯罪により有罪判決を受けたことを理由に同映画に対する助成金を交付しないとした独立行政法人理事長の処分は、違法である（全員一致、裁判長）
六 令和五年二月二五日 第二小法廷判決
国民年金法による老齢年金を減額する法律は、憲法二九条、二九条に違反しない（全員一致、補足意見付加、裁判長）
七 令和六年六月二日 第二小法廷判決
輸出できない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐胎させた者に対し、その者の法的性別にかかわらず、認知を求めることができる。全員一致、補足意見付加、裁判長。
八 令和六年七月二三日 大法廷判決
一 旧優生保護法中の優生規定は憲法一三条及び一四条に違反し、その立法行為は国家賠償法一一条一項の適用上違法である。全員一致。
二 不法行為による損害賠償請求権の除斥期間経過の主張は、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、信義則に反し又は権利の濫用として許されない（全員一致）。

裁判官としての心構え

事件当事者間に深刻な紛争があり、正しい解決について社会的にもコンセンサスがなく、価値観が対立しているところがある中で、「良い裁判」として司法に期待されるものは、「中立で」「独立した裁判所が紛争を「透明」な手続で「適時」に解決すること」だと思います。

告示番号：2

最高裁判所判事
宮川美津子
みづこ
みやがわ
昭和五年二月二日生



略歴
愛知県豊橋市生まれ。豊橋市立東田小学校、豊橋市立立青陵中学校、愛知県立時習館高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。
昭和五九年 四月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
六〇年 四月 ハリバード・ロースクール修了（LL.M.）
六一年 三月 ニューヨーク州弁護士資格取得
六二年 四月 TMI総合法律事務所パートナー
七〇年 四月 経済産業省産業構造審議会臨時委員、同知の財産政策部会（現、知的財産分科会）委員
一七 四月 慶應義塾大学法科大学院講師
一八 五月 文部科学省文化審議会著作権分科会委員
同 年 五月 日本商標協会理事（令和五年五月副会長）
二七 六月 内閣府知的財産戦略本部有識者本部長
二八年 六月 エステー株式会社社外取締役
二九年 四月 パナソニック株式会社社外監査役
三〇年 四月 財務省関税等不服審査会関税・知的財産分科会委員
三〇年 三月 公益社団法人日本仲人協会理事
三一年 四月 平成二年度「知財功労賞」（経済産業大臣表彰）
令和 元年 六月 三菱自動車工業株式会社社外取締役
同 月 日産連知的財産センター委員長
二年 七月 一般社団法人日本国際紛争解決センター理事
三年 〇月 東京地方裁判所民事調停委員
五年 一月 最高裁判所判事
最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和五年七月三日 大法廷決定
優生保護法中のいわゆる優生規定は、憲法一三条及び一四条一項に違反する。優生規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法一一条一項の適用上違法の判断を受ける。不法行為によつて発生した損害賠償請求権が民法（平成九九年法律第四四号）による改正前のもの（七二四条後段の除斥期間の経過により消滅した）とすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所に、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないとする主張が、同条後段の除斥期間の主張をすることが信義則に反し、権利の濫用として許されないとした（全員一致）
二 令和六年七月一日 第一小法廷判決
宗教法人とその信者との間で締結された全書により、当該信者がそれらにした献金につき、宗教法人に対し、欺罔、強迫又は虚偽の理由を以てする返還請求や損害賠償請求の訴えを裁判所に提起することが合憲とされたが、本件においては、この訴えを不起訴の合意が合意内容に反し無効であると判断し、さらに、宗教法人の信者による献金の勧誘行為が不法行為法上違法であるとはいえないとした原審の判断は、審査を尽くした上で違法であると判断して原判決を破棄し、宗教法人らの不法行為責任の有無等について更に審理を尽くさせるために本件を原審に差し戻した（全員一致）。

裁判官としての心構え

昨年一年の就任以来、最高裁判所判事の職責の重さを日々実感しながら、職務に邁進しております。これからも、最高裁判所の判決が当事者だけでなく社会に大きな影響を与えるものであることを胸に刻み、事件のひとつひとつに誠実に向き合い、公正で妥当な判断を行えるよう全力で取り組み所存です。また、女性弁護士として様々な分野で働いてきた経験を活かし、最高裁判所の多様な貢献できるように努めてまいります。

告示番号：3

最高裁判所判事
今崎幸彦
ひこ
いまさき
昭和三年一月一〇日生



略歴
兵庫県神戸市生まれ。県立神戸高等学校、京都大学法学部を卒業。
昭和五六年 四月 司法修習生
五八年 四月 判事補に任官。以後、東京地裁、最高裁総務局、外務省アジア局南東アジア第二課、在フィリピン日本大使館、京都地裁、最高裁調査官（調査官）に勤務。
平成 七年 五月 判事に任官。以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁刑事部総括、東京高裁判事、司法研修所教官、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。
二五年 一月 最高裁刑事部総括
二七年 三月 水戸地裁所長
二八年 四月 最高裁事務総長
令和 元年 九月 東京高裁長官
四年 八月 最高裁判所判事
六年 八月 最高裁判所判事
最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和五年一月二五日 大法廷判決
令和三年〇月三一日施行の衆議院議員総選挙当時、公職選挙法（令和四年法律第八九号による改正前のもの）二二条一項、別表第一の定める衆議院議員選挙区選出議員の選挙区割り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということ、同規定が憲法一四条一項等に違反するものということ、著しい不平等状態にあったものといえず、同規定が憲法に違反するに至つていたものといふことはできないとした（多数意見）
二 令和五年七月一日 第三小法廷判決
生物学的な性別が男性であり性同一性障害である旨の医師の診断を受けたという国家公務員がした職場の女性トイレの使用に係る国家公務員法八六条の規定による行政措置の要求は認められない旨の人事院の判定が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるとした（全員一致、補足意見付加、裁判長）
三 令和五年〇月一八日 大法廷判決
令和四年七月一〇日施行の参議院議員通常選挙当時、平成三〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものといえず、同規定が憲法に違反するに至つていたものといふことはできないとした（多数意見）
四 令和五年〇月二五日 大法廷決定
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律三条一項四号の規定は憲法一三条に違反する（多数意見）
五 令和六年七月二三日 大法廷判決
優生保護法中のいわゆる優生規定が憲法一三条及び一四条一項に違反し、同規定に係る国会議員の立法行為が国家賠償法一一条一項の適用上違法の判断を受け、これにより発生した損害賠償請求権が民法（平成九九年法律第四四号による改正前のもの）七二四条後段の除斥期間の経過により消滅したものとすることが信義則に反し許されないとした（全員一致）
六 令和六年七月一六日 第三小法廷判決
不正に入手した暗号資産NEMの秘密鍵で署名した上でNEMの移転行為に係るトランザクション情報をNEMのネットワークに送信した行為が刑法二四六条の二にいう「虚偽の情報」を与えたものに当たるとした（全員一致、補足意見付加）。

裁判官としての心構え

・当事者双方の言い分に謙虚に耳を傾けること。
・裁判の枠組みを越えて独断に陥らないようにすること。
・裁判に参加する人が気兼ねなく発言できるようにすること。

衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

投票日は10月27日(日)

大分県選挙管理委員会

この審査公報は裁判官から提出された原稿をそのまま印刷したものです。

(1ページ)

令和6年10月27日
執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

大分県選挙管理委員会

告示番号：4

略歴



最高裁判所判事
平木正洋
昭和三十三年四月三日生

兵庫県神戸市生まれ。その後、高知県高知市、東京都、北海道札幌市で過ごす。東京都中野区立啓明中学校、札幌市立幌西小学校、札幌市立啓明中学校、北海道札幌南高等学校、東京学芸大学附属高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。
昭和六〇年 四月 司法修習生
六二年 四月 判事補任官 以後、東京地裁、外務省北米局北米第二課、在アメリカ合衆国日本大使館、東京地裁、佐賀地裁に勤務。
平成一一年 五月 判事任官 以後、佐賀地裁判事、最高裁判所参事官、東京地裁判事、最高裁判所参事官、東京地裁判事、最高裁判所参事官、東京地裁判事（部総括）を務める。
二七年 三月 最高裁判所参事官兼図書館長
三〇年 一月 前橋地裁所長
三二年 四月 最高裁判所参事官（部総括）
令和 三年 一月 東京地裁所長
五年 四月 大阪高裁所長
六年 八月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

高裁や地裁の裁判官を務める中で大切であると思ってきたことが二つあります。一つは、謙虚に両当事者の言つとに耳を傾け証拠を検討するという姿勢です。最高裁は最終審ですので、その職責の重さを十分に自覚した上で、中立公正な立場から、一つ一つの事件に誠実に向き合っていくと考えるべきです。二つ目は、現代社会では価値観が多様化し、判断の難しい事件が増加していますので、様々な視点や考え方をもちて事件に取り組み、バランスのとれた判断をする必要があります。そのためには、自分自身でいろいろな勉強したり、各種の研究会の成果を吸収したりするなどの自己研鑽が不可欠であると思っています。
これまで、主として、刑事裁判を担当してきました。東京地裁で、裁判長として、裁判員裁判を担当しました。担当した裁判員裁判は、どの裁判員の方も非常に熱心に取り組んでおられ、感激しました。いずれの事件もみな大切な思い出となっています。裁判員裁判では、裁判員と裁判官が、証拠に基づき一緒に議論して、被告人が有罪であるかどうかという事実認定や量刑判断を行うわけですが、裁判員の方々の意見には、裁判官にはない物事の見方や視点を含んでいるものが多かったのです。裁判員裁判の目的は、裁判官という法律の専門知識や経験と、裁判員という法律家でない方々の物事の見方や経験とを融合させて、より良い刑事裁判の実現を目指すということにあるわけですが、正にそのとおりであると実感できました。
座右の銘は「継続は力なり」です。努力を継続したからといって、必ずしも目標を達成できるとは限らないところが、人生の難しいところですが、努力を怠れば何事も成し遂げられないと思いますので、この言葉を胸に精進していきたいと考えています。

告示番号：5

略歴



最高裁判所判事
石兼公博
昭和三十三年一月四日生

山口県生まれ。ラ・サール中学校、同高校を経て、東京大学法学部を卒業。
昭和五六年 四月 外務省入省
昭和五八年 六月 在フランス日本国大使館一等書記官、後に同参事官
一〇年 九月 総合外交政策局科学原子力課国際科学協力室長
一一年 八月 中近東・アフリカ局アフリカ第一課長
一五年 八月 経済協力局有償資金協力課長
一六年 八月 在アメリカ合衆国日本大使館参事官、後に同公使
一九年 九月 国際協力局政策課長 内閣総理大臣秘書官
二〇年 九月 大臣官房参事官
二二年 七月 大臣官房参事官
二三年 九月 大臣官房参事官
二四年 一月 代表部在勤
二六年 一月 国際協力局長
二七年 一月 アジア大洋州局長
二八年 六月 総合外交政策局長
二九年 九月 特命全権大使カナダ国駐劄兼国際民間航空機関日本政府代表部在勤
令和 元年 一〇月 特命全権大使国際連合日本政府代表部在勤
六年 四月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

令和六年七月三日 大法廷判決

優生保護法中のいわゆる優生規定（同法三条一項一号から三号まで、一〇条及び二三条一項）は、憲法三条及び一四条一項に違反し、同規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法一条一項の適用上違法の評価を受けるものとして、本件各事件において、不法行為によって発生した損害賠償請求権が民法（平成二九年法律第四四号による改正前のもの）七二四条後段の除斥期間の経過により消滅したものと主張すること、若しくは正義・公平の理念に反し、到底容認することができず、同主張は信義則に反し権利の濫用として許されないとした（全員一致）。

裁判官としての心構え

裁判の最終的な判断を行う最高裁判所判事の職務を通して、日本における法の支配の維持・発展に貢献していきたいと考えています。これまで四十一年以上にわたり、行政官及び外交官として積んできた経験を活かし、さまざまな声に謙虚に耳を傾けながら、個別具体的な案件に真摯に取り組んでいきたいと思っています。

告示番号：6

略歴



最高裁判所判事
中村 愼
昭和三十三年九月二日生

大阪府大阪市生まれ。大阪教育大学附属池田小学校、同池田中学校、同高等学校池田校舎を経て、京都大学法学部を卒業。
昭和六一年 四月 司法修習生
昭和六三年 四月 判事補任官 以後、東京地裁、最高裁入事局、外務省条約局、外務省総合外交政策局国際政策課国際平和協力室、国際連合日本政府代表部、大阪地裁に勤務し、判事任官後、最高裁判所参事官、最高裁判所参事官、最高裁判所参事官、東京地裁判事、東京地裁判事、最高裁判所参事官兼広報課長を務める。
平成二四年 二月 最高裁判所参事官（部総括）
平成二五年 九月 水戸地裁所長
平成三〇年 九月 最高裁判所参事官
令和 元年 九月 最高裁判所参事官
令和 四年 六月 東京高裁所長
令和 六年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

憲法と法律によって最高裁に与えられた権限と責任は、非常に重いものがあります。最終審としての最高裁の判断の重みとその判断が国民生活や社会経済活動に与える影響の大きさに思いを致し、司法、裁判の果たすべき役割を意識して、一件一件の事件に誠実に向き合い、多角的・多面的な視点から考えて議論するよう心掛けていきたいと考えています。
これまで、地方裁判所及び高等裁判所の裁判官として専ら民事裁判を担当してきました。双方当事者の主張に耳を傾け、証拠関係や事実に基づき、多角的・多面的な視点から考えて議論するよう心掛けていきたいと考えています。解決は何かという点に悩み、考え抜いて決断することに裁判官としてのやりがいと充実感を感じてきました。最高裁判所に就任してから、まだ日が浅いため、関与した主要な裁判を掲げることができません。しかし、これまでの地方裁判所及び高等裁判所の仕事で大事にできたことを最高裁判所の仕事の中でも貫いて、個々の裁判に取り組んでいきたいと思っています。

近時は、価値観の多様化、情報通信技術の飛躍的な発展とグローバル化の進展に伴い、判断の難しい事件が増えているように思います。法制度は、我が国において積み重ねられてきた生活様式に基盤を有するものです。法の解釈に当たっては、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえつつ、現在における意見の分布や諸外国の状況といった、水平面での検討だけではなく、時間の流れという、いわば垂直方向からの位置付けも的確に認識した上で、考察・判断していくことが重要だと思います。独善に陥ることなく、より良い判断をしていくため、一層の自己陶冶に努め、誠実を旨として、課せられた責任を果たしていきたいと考えています。

衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

投票日は10月27日(日)

大分県選挙管理委員会

この審査公報は裁判官から提出された原稿をそのまま印刷したものです。

(2ページ)

